

設計

検算

第		物品購入設計書	
号	事業名	令和8年度 市単独事業	
	物品名	デジタルミキサー	
	納入場所	阿波市市場町切幡 交流防災拠点施設	
	物品費 円也		
		物品価格 消費税相当額	
物品の概要	アエルワホール舞台袖に設置されている音響操作卓(デジタルミキサー)の更新		
起工理由			

物品購入仕様書

1. 物品名

デジタルミキサー

2. 数量

1台

3. 納入場所

阿波市市場町切幡 阿波市交流防災拠点施設アエルワ

4. 納入期限

令和8年11月2日(月)

5. 仕様

(1) 規格等

項目	規格等
インプットチャンネル	72(モノラル)
バス	Mix×48、マトリクス×12、ステレオ×2
ディスプレイ	12.1 インチ・マルチタッチスクリーン×1 7 インチ・マルチタッチスクリーン ×1
フェーダー	16
アナログ I/O	入力 16/出力16
Dante I/O	入力144/出力144
デジタル出力	1
拡張スロット	PY スロット ×1
USB オーディオインターフェイス	入力 18/出力 18
サンプリング周波数	48kHz/96kHz
シグナルディレイ	1.5 ミリ秒未満
電源	リダンダント
消費電力	240W
質量	約 16.5 kg
外形寸法	W468×H324×D564 mm
参考該当品	ヤマハ DM7C (同等品可)

(2) (1)に示す参考該当品又は同等品のものとする。

(3) 同等品にて見積予定の場合は、別紙①「同等品での入札(見積)を希望する場合の手続きについて」に基づき承認申請を提出し、承認を得ること。

6. その他の要件

(1) 物品の搬入から交換作業、設定、調整、試運転、既存機器撤去費(処分費含む)等に係る費用などすべての経費を見積額に含むこと。

(2) 撤去した機器、材料等は適正に処分すること。

(3) 受注者は、指定された場所、日時、方法により物品を搬入し、物品を設置すること。

(4) 物品の搬入、設置にあたり、必要な工事等はすべて受注者の負担により行うこと。

(5) 物品納入の際に建物等を破損等した場合は監督員に報告し速やかに原状回復すること。なお、受注者は原状回復に係る費用を負担すること。

(6) 納入の際に発生したごみ等は、受注者が処理、清掃を行うこと。

(7) この仕様書に定めのない事項であっても、当該物品の性質上必要と思われるものは実施すること。

(8) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた時は、監督員と協議し、その指示によること。

物品購入契約条項(令和7年12月1日)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び図面に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(数量等の変更)

第3条 発注者は、必要があるときは、物品の規格数量及び納入場所を変更し、又は物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議し、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。その損害額は、発注者と受注者とが協議し、定めるものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第4条 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責に帰すことができない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、受注者は、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求することができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議し、書面により定めるものとする。

(納入の通知等)

第5条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ、納入期日等を発注者に連絡するものとし、納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により物品を納入するときは、当該物品に納品書を添えるものとする。

3 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得て納入期限までに物品を分納することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(検査及び引渡し)

第6条 発注者は、受注者から前条第1項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、検査を行い、検査に合格した場合、受注者はすみやかに発注者にその物品を引渡さなければならない。

2 受注者が、前項の検査に立ち会わないときは、発注者が検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は発注者の指定する期日までにその物品の取替、改造又は補修をして再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定に準用する。ただし、契約金額を増額又は納入期限を変更することはできない。

4 物品の納入及び検査に要する費用は、特別の定めをした場合を除き、受注者の負担とする。

(契約代金の支払)

第7条 受注者は、前条第1項の規定により検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により前条第1項(第5条第3項の規定にもとづき分納する場合を除く。)の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第8条 受注者は、分納期限を定めた物品を納入し、第6条第1項の規定により検査に合格し引渡しを完了したときは、書面により当該物品に対する契約代金相当額の支払を請求することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(契約不適合責任)

第9条 第6条の規定による引渡しの日から1年以内に当該物品について品質不良、変質、数量不足その他本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、発注者は、受注者に対し、期間を定めて、当該物品の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入又は代金の減額を求めることができる。

2 受注者は、前項の契約不適合によって発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により、納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込のあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額からすでに引渡しを完了した物品に相応する契約代金相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ契約日における法定利率により計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者は未受領額につき、約定期間の満了の日の翌日から支払当日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1)納入期限までに物品の納入を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2)第6条の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと発注者が認めたとき。
- (3)前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4)第13条の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納物品があるときは、発注者の所有とすることができる。この場合において発注者は当該物品の契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約代金の1/10を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、必要があるときは契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合にこれを準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、発注者はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は発注者受注者協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1)第3条第1項に規定する協議が整わないとき。
- (2)天災その他不可抗力により物品を完納することが不可能となったとき。
- (3)発注者が契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったとき。

2 第11条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(損害金等の徴収)

第14条 受注者が、この契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ契約日における法定利率により計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は受注者から遅延日数につき契約日における法定利率により計算した額の延滞金を徴収する。

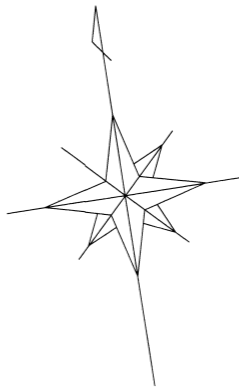
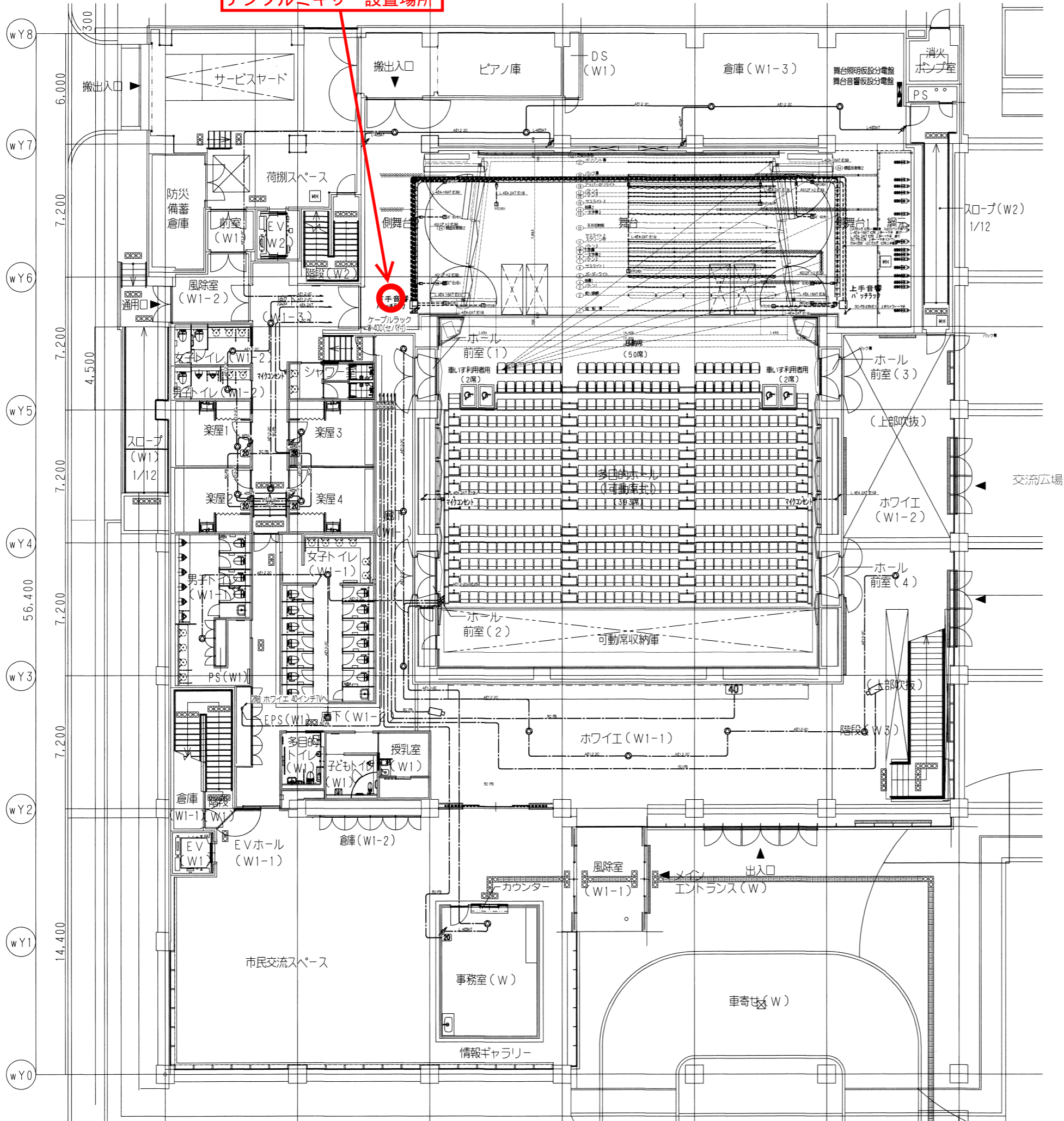
(紛争の解決)

第15条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議の上、特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(補則)

第16条 この契約書の定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

デジタルミキサー設置場所



設計金額及び最低制限価格調書

事業名 令和8年度 市単独事業

物品名 デジタルミキサー

納入場所 阿波市市場町切幡 交流防災拠点施設

設計金額（税抜） ￥2,280,000※

最低制限価格（税抜） 設定していません
